# 君津地域水道事業の統合広域化に関する基本協定締結式

日時 平成 29 年 10 月 30 日 (月) 午後 2 時から 場所 君津広域水道企業団 3 階大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 経過報告
- 3 協定確認
- 4 写真撮影
- 5 主催者挨拶
- 6 閉 会

# 君津地域水道事業の統合広域化に関する基本協定締結式出席者名簿

### ( 君津地域水道事業統合協議会 委員 )

役 職 名 等	氏 名
千葉県知事	森 田 健 作
木更津市長 君津広域水道企業団企業長	渡辺  芳 邦
君津市長	鈴 木 洋 邦
富津市長	高橋 恭市
袖ケ浦市長	出口清

### ( 君津地域水道事業統合協議会 水道関係幹部職員 )

木更津市水道部長	萩 野 一 久
君津市水道部長	浦田泉
富津市水道部長	加藤博一
袖ケ浦市水道局長	渡邉 仁
君津広域水道企業団事務局長	倉 持 俊 哉
千葉県総合企画部次長	大 木 実

### ( 君津地域水道事業統合協議会 関係職員 )

木更津市企画部長	小 河 原   茂   之
木更津市水道部次長	小 川 和 広
君津市水道部次長	村 田 等
君津市水道部工務課長	林    俊 弥
富津市水道部業務課長	神子 和好
富津市水道部工務課長	石 井 秀 幸
袖ケ浦市企画財政部長	長 谷 川 美 喜 男
袖ケ浦市水道局次長	根 本 正 雄
君津広域水道企業団技師長	小 川 文 雄
君津地域水道事業統合協議会事務局長	鳥海陽一
千葉県総合企画部水政課長	井 田 忠 裕
千葉県総合企画部水政課水道事業室長	花野井 信弘

## <締結式資料>

君津地域水道事業の統合広域化に関する基本協定締結式について

### 経過報告

木更津市、君津市、富津市及び袖ケ浦市(以下「四市」という。) と君津広域水道企業団(以下「企業団」という。)では、平成25 年10月17日に締結した「君津地域水道事業統合・広域化に関す る覚書」に基づき、四市と企業団の5団体の首長で構成された君津 地域水道事業統合協議会(以下「協議会」という。)を立ち上げ、 統合広域化に向けた基本計画の策定と協議検討を進めてまいりま した。

検討を進めた結果、千葉県と四市を構成団体とする広域連合により統合した四市水道事業と水道用水供給事業の2つの事業を行うため、平成29年5月30日の協議会において千葉県が加わることとなり、10月19日の協議会で統合広域化を行うための基本計画について合意に達しました。

このことから、本日ここに構成6団体の首長により、四市水道 事業を統合し、水道事業と用水供給事業の経営の一体化を行うに あたり、「**君津地域水道事業の統合広域化に関する基本協定**」を交 わすこととなりました。

今後は、総務省による広域連合の設立許可や厚生労働省による水道事業及び用水供給事業の経営認可に向けて準備作業を進めていき、平成31年1月には広域連合を設立し、同年4月から広域連合による水道事業と水道用水供給事業を開始するものとします。

#### 君津地域水道事業の統合広域化に関する基本協定

木更津市、君津市、富津市及び袖ケ浦市(以下これらを「四市」という。)並びに千葉県(以下「県」という。)並びに君津広域水道企業団(以下「企業団」という。)は、平成29年度に策定した「君津地域水道事業統合広域化基本計画」(以下「基本計画」という。)に基づき、四市の水道事業を統合し、水道事業及び水道用水供給事業の経営の一体化を行うにあたり関係する基本的事項について次のとおり協定する(県においては第1章から第3章まで及び第5章の規定について協定するものとする。)。

第1章 総則

(統合の時期)

第1条 統合の時期は、平成31年4月1日とする。

(統合の方法)

- 第2条 四市及び県は、統合後の水道法(昭和32年法律第177号)第6条の規定による 水道事業及び同法第26条の規定による水道用水供給事業を行うため、地方自治法(昭和 22年法律第67号)第284条の規定による広域連合を設けるものとする。
- 2 四市の水道事業を事業統合するものとし、統合後の水道事業及び水道用水供給事業は、 広域連合が経営する。
- 3 前項に規定する事業の統合に伴い、木更津市水道事業、君津市水道事業、富津市水道事業、袖ケ浦市水道事業及び君津広域水道用水供給事業は、廃止するものとする。
- 4 前3項に規定する事業の統合及び君津広域水道用水供給事業の廃止に伴い、地方自治法第288条の規定により企業団は、解散するものとする。

第2章 広域連合

(職員)

第3条 統合後の広域連合の職員は、企業団の職員を広域連合の職員として引き継ぐものとし、四市及び県からの広域連合への職員の派遣については、四市、県及び広域連合で協議のうえ定めるものとする。

(広域連合の経理区分)

- 第4条 広域連合は、水道事業と水道用水供給事業とを区分し経理を行うものとする。
- 2 広域連合は、水道料金を統一するまでの期間は、水道事業の経理について統合前の水道 事業ごとのセグメント会計での経理を行うものとする。

(水道施設の整備)

第5条 広域連合は、地域の発展の動向に対応するとともに、給水区域における給水サービ

スの向上を図るため、基本計画における施設整備計画に基づき施設の整備を行うものとする。

2 社会経済情勢の変化、基本計画の進捗状況等により、施設整備計画の大幅な見直しの必要があるときは、四市、県及び広域連合で協議のうえ、施設整備計画を変更することができる。

第3章 水道用水供給事業

(水道用水供給料金)

第6条 水道用水供給事業の料金は、基本計画に基づき、費用及び収益、基本計画における 財政シミュレーションによる料金等を十分に勘案のうえ、適切に設定していくものとする。

(企業団の資産等の引継ぎ)

- 第7条 統合時において、企業団が所有し経営の用に供している資産及び同資産を形成する ための負債は、台帳を整理のうえ、広域連合にすべて引き継ぐものとする。
- 2 統合前、すでに事業の用に供していない企業団の資産及び同資産を形成するための負債は、企業団において、整理するよう努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 統合前に県又は四市が君津広域水道用水供給事業に対し負担している経費は、それ ぞれの負担の趣旨に応じて、統合後は広域連合に対して負担するものとする。

第4章 水道事業

(水道料金等)

- 第9条 四市の水道事業は、統合時における水道料金への移行を円滑に行うことができるよう統合までに水道料金を適切な水準に設定するものとする。
- 2 水道料金は、統合から10年後に統一することを目標とし、水道料金を統一するまでの期間は、統合前の水道事業区域ごとに別に定めるものとする。
- 3 前項の規定による水道料金を統一するまでの期間における統合前の水道事業区域ごとの 水道料金は、基本計画に基づき、費用及び収益、四市の統合効果、基本計画における財政 シミュレーションによる水道料金等を十分に勘案のうえ、適切に設定していくものとする。
- 4 水道料金以外の加入金、手数料等の額は、水道料金を統一する時までに統一する。

(四市水道事業の資産等の引継ぎ)

- 第10条 統合時において、四市の水道事業が所有し経営の用に供している資産及び同資産 を形成するための負債は、台帳を整理のうえ、広域連合にすべて引き継ぐものとする。
- 2 統合前、すでに事業の用に供していない四市の水道事業に係る資産及び同資産を形成するための負債は、各市において、整理するよう努めるものとする。

(財政調整)

第11条 統合前において、各市水道事業が累積欠損金を保有するときは、統合時までに解 消するものとする。

(出資金等)

- 第12条 水道事業の施設整備に係る平成31年度から平成40年度までにおける広域連合に対する四市の出資金(富津市拡張事業に係る分を除く。)は、基本計画に基づき、木更津市は783,400千円、君津市は3,438,000千円、富津市は3,060,60千円、袖ケ浦市は985,600千円とする。ただし、各年度における出資額が、交付金その他の国県補助の減額等により、地方公営企業繰出し基準に基づき算出される額を超えるときは、同基準に基づき算出される額を上限として、基本計画で定める算出方法により算出される額とする。
- 2 水道事業の施設整備に係る平成41年度から平成50年度までにおける広域連合に対する四市の出資金(富津市拡張事業に係る分を除く。)は、基本計画に基づき、その時点の施設整備計画や交付金制度等を踏まえ、出資金の額、拠出方法等について四市及び広域連合が協議のうえ定めるものとする。
- 3 富津市拡張事業に係る出資は、地方公営企業繰出し基準に基づき富津市が全額を出資するものとする。
- 4 統合前に四市が各市の水道事業に対し負担している経費は、それぞれの負担の趣旨に応じて、統合後は広域連合に対して負担するものとする。

(合意の範囲)

第13条 この章の規定は、四市及び企業団のみの合意に基づき定められたものである。

第5章 補則

(統合までの経費負担等)

- 第14条 統合に向けた準備作業を行うための組織について、四市、県及び企業団が協議のうえ設けるものとする。
- 2 この基本協定締結後、統合までの間に行う統合の準備に関する経費(人件費を除く。)の負担については、四市及び企業団の均等負担を原則として、四市、県及び企業団の協議により決定する。

(その他)

第15条 この基本協定締結後、統合までの間に、社会経済情勢の変化、交付金制度の変更、 地方公営企業繰出し基準の変更等により、統合に影響を及ぼす事情変更が生じたときは、 この基本協定で定める事項及び基本計画等について四市、県及び企業団で協議するものと する。ただし、本協定第4章の規定を変更するときは、四市及び企業団で協議するものとする。

2 この協定書に定めのない事項又はこの協定書の内容に疑義が生じたときは、四市、県及び企業団(統合後にあっては、四市、県及び広域連合)が協議のうえ定めるものとする。

本協定の証として本書6通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年10月30日

千葉市中央区市場町1番地1 千葉県 千葉県知事 鈴 木 栄 治

木更津市富士見一丁目2番1号 木更津市 木更津市長 渡辺 芳邦

君津市久保二丁目13番1号 君津市 君津市長 鈴 木 洋 邦

富津市下飯野 2 4 4 3 番地 富津市 富津市長 高橋 恭市

袖ケ浦市坂戸市場1番地1 袖ケ浦市 袖ケ浦市長 出 ロ 清

木更津市新田二丁目8番17号 君津広域水道企業団 企業長 渡 辺 芳 邦

#### 君津地域水道事業統合広域化基本計画 概要

### 1. 君津地域水道事業の概要及び課題

君津地域の水道事業は、四市の水道事業と君津広域水道企業団による用水供給から成り立ち、事業 統合により給水人口32万人、1日最大配水量12万3千m³規模の事業体が想定される。

君津地域の水道事業の現状の課題として

①施設(モノ) 石綿管が多い、管路・設備の老朽化 → 「安定給水の危機」

②管理体制(ヒト)

ベテラン職員の退職、一般部局との人事異動 → 「技術継承の危機」

③料金、費用、財源(カネ) 企業債残高の増加、料金収入の伸び悩み →「経営の危機」

これらの課題を解決するためには、統合による交付金や出資金を活用することで、施設整備水準を高 めながら、経営基盤を強化してゆく必要がある。

#### 四市の状況

平成28年4月1日 現在

No	項目		木更津市	君津市	富津市	袖ケ浦市	合計
1	現在給水人口	(人)	133,663	84,305	42,852	59,933	320,753
2	1日最大配水量	(m³/日)	49,835	31,418	19,543	22,109	122,905
3	石綿セメント管延長	(km)	28	119	115	22	284
4	老朽管の割合	(%)	42.4	56.2	49.2	11.2	42.0
5	経年化設備率	(%)	71.3	79.6	86.0	32.7	65.8
6	有効率	(%)	87.4	86.6	88.0	93.5	88.4
7	給水収益 a	(百万円)	3,354	1,921	1,301	1,369	7,945
8	企業債残高 b	(百万円)	8,761	6,222	4,687	7,222	26,892
9	企業債比率 (b/a×100)	(%)	261.2	323.9	360.3	527.5	338.5
10	配水池の耐震化率	(%)	8.2	0.0	11.5	100.0	19.2

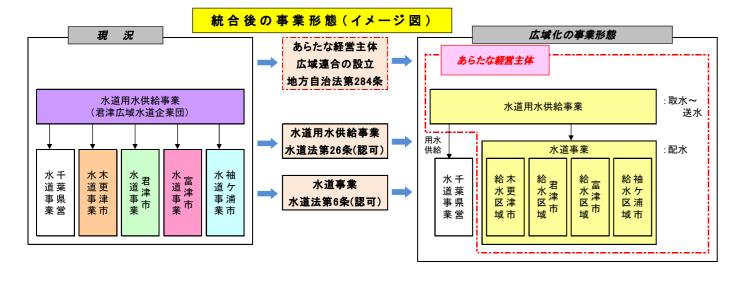
### 2. 基本計画策定の基本方針

(1)統合時期 平成31年4月

(2) 基本計画の期間 統合から20年間(平成31年度~平成50年度)

### 3. 統合の形態(広域連合の設立)

あらたな経営主体は地方自治法第284条の規定により、広域連合を設立する。四市水道事業の事業 統合(水平統合)時に、君津広域水道企業団(水道用水供給事業)の経営と一体化する。



### 4. 水需要予測

四市の水需要(1日当たり有収水量)は、平成50年度までに17%程度減少する見込みである。

#### 「宇繕】

水道事業 平成27年度 木更津市 37,770
丑决士 00.00C
君津市 23,326 7
富津市 12,645
袖ケ浦市 17,671
合 計 91,412

	【予測】	<u>(単位∶m³/E</u>	(E
	平成50年度	対27年度比	
	34,853	92.3%	
_\	17,302	74.2%	
_/	8,629	68.2%	
V	15,083	85.4%	
	75,867	83.0%	

#### 有収水量の減少

⇒ 事業統合により

〇効率的な事業運営

○施設の統廃合による施設規模縮小

H31~40

171.0

119.4

72 3

63 4

426. 1

268.1

694.2

H41~50

112.7

68.4

46.7

30 0

257.8

318. 2

576.0

### 5. 施設整備計画

#### (1) 施設整備計画の内容

#### ①総事業費

計画期間(平成31~50年度:20年間)の四市水道事業の総事業費は683.9億円。 交付金対象期間に集中的に整備、10年間(平成31~40年度)の事業費は426. 1億円となる。

②事業の概要 ※【かっこ内】は平成31~50年度(20年間)の総事業費

ア 施設の統廃合事業 【54.8億円】

⇒ 配水区域の統廃合に伴う配水池3箇所の整備 水源 29 箇所、浄水場および配水場 9 箇所を廃止

イ 管路の更新事業 【483. 1億円】

⇒ 有効率 95%を目標に管路を計画的に更新・耐震化

ウ 施設設備の更新事業【93.2億円】

⇒ アセットマネジメント検討結果に基づき計画的に更新

エ 耐震化事業

【12. 4億円】

⇒ 統廃合事業で整備する配水池のほかに17箇所を耐震化

才 拡張事業

【15.5億円】⇒ 富津市の水道未普及地域解消事業

カ 管理設備集約事業 【24.9億円】⇒ 既存庁舎活用経費、大寺浄水場集中監視設備費

木更津市

君津市

富津市

袖ケ浦市

合 計

企業団 総合計

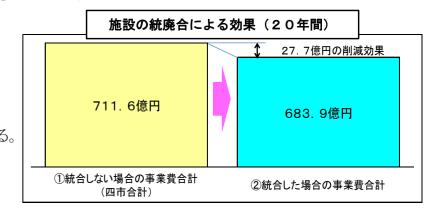
キ企業団事業費

【586. 3億円】

⇒ 第3次施設整備計画、受水点(2か所)追加

### (2) 施設整備計画の効果

- ① 更新事業費の削減
  - ⇒ 施設の統廃合により 27. 7億円の更新事業費を削減 将来にわたり、さらに削減が見込まれる。
- ② 老朽管・施設の更新
  - ⇒ 有効率の向上  $(H27:88.4\% \rightarrow H50:93.6\%)$



- ③ 施設の耐震化の向上 ⇒ (配水池の耐震化率 H27:19.2%→H50:96.7%)
- ④ 企業団の事業の一部に交付金が活用できる。 ⇒ 対象事業費 56.3億円(交付金18.8億円)

(億円)

20年間

283.7

187.8

119.0

93.4

683 9

586.3

1, 270, 2

### 6. 管理体制

#### (1)管理体制の強化

組織

⇒ 組織の合理化で、平成28年度3条職員\*に対して41人(用水供 給事業11人)減少 ※3条職員:管理業務及び施設維持管理に携わる職員

② 庁舎·管理棟

⇒ 木更津市水運用総合センターに職員を集約

③ 事務所・営業所

⇒ 同センターを拠点として四市に営業所を整備。水道利用者への 利便性を向上させ、サービス水準を同一にする。

④ 集中監視システム等

⇒ 企業団大寺浄水場の新管理棟に設備を集約し、一元管理

⑤ 業務委託

⇒ 四市の業務委託内容の統一、一括発注、委託業務の拡大

#### (2) 管理体制の強化による効果

① 庁舎・管理棟の集約

⇒ 平成31~50年度(20年間)で3.9億円の維持管理費削減

② 委託費の削減

⇒ 運転管理、システム保守等の委託費を年平均0.7億円削減

③ 管理体制

⇒ 専門技術の継承、効率的な維持管理、サービス水準向上を実現

### <u>7. 財政シミュレーション</u>

(1) 交付金の額(見込値) 平成31~40年度に四市112億円、企業団に18.8億円を見込む。

#### H31~50年度の交付金見込額

交付金額	木更津市	君津市	富津市	袖ケ浦市	小計	企業団	合計
H31-40	49.5	32.5	16.1	13.9	112.0	18.8	130.8
H41-50	0.8	1.4	0.6	0.0	2.8	0.0	2.8

※富津市の拡張事業費にかかる補助金(H31-40:3.6億円、H41-50:3.8億円)は外数。交付率47.5%(国40%、県7.5%)

#### (2) 用水供給事業の受水費

平成31~平成50年度(20年間)で受水費は26.5億円の削減となる。

#### 用水供給事業の受水費

		H31∼40	H41∼50	合計
	単独事業(A)	591.2	624.6	1,215.8
受水費 (億円)	統合事業(B)	575.4	613.9	1,189.3
	効果(B)-(A)	<b>▲</b> 15.8	▲ 10.7	▲ 26.5

#### (3) 出資金の調整

統廃合事業に係るものは、出資額を配水量按分とした。その他管路事業等は、債務と将来の投資を考慮し、現状の企業債残高と今後の管路更新事業費による差分を事業規模に応じて出資するものとした。 なお、これらの平成40年度までの出資金拠出にあたっては、債務負担行為を設定するものとした。

中四市	施設整備	水準	(H27)	彩	Y 基盤(H	27)
木更津市	老朽管の割合 配水池の耐震化率	42% 8%	低い	企業債残高 企業債比率	87.6億円 261%	良
君津市	老朽管の割合 配水池の耐震化率	56% 0%	低い	企業債残高 企業債比率	62.2億円 324%	要改善
富津市	老朽管の割合 配水池の耐震化率	49% 12%	低い	企業債残高 企業債比率	46.9億円 360%	要改善
袖ケ浦市	老朽管の割合 配水池の耐震化率	11% 100%	高い	企業債残高 企業債比率	72.2億円 528%	要改善

	H31-40	H41-50
	7.8億円	1.0億円
	34.4億円	1.9億円
	30.6億円	0.8億円
	9.9億円	0.0億円
計	82.7億円	3.7億円

出資金 出資金

※1)富津市の拡張事業にかかる出資金(H31-40:2.5億円、H41-50:2.7億円)は外数 ※2)平成41年度以降は、耐震化事業に対する交付金であり、交付金制度等の状況を確認したうえで出資の拠出を協議するものとする。ただし、袖ケ浦市は既に耐震化が完了していることから出資をしないものとする。

#### (4) シミュレーション結果(財政面での効果)

① 費用面での効果

⇒ 統合しない場合と比較して年平均10.9億円の費用削減 (人件費・委託料△2.4億円、企業債支払利息△2.9億円 など)

② 交付金・出資金等の効果 ⇒ 交付金や出資金により事業費の財源が確保できる。

その結果、平成40年度における企業債残高は、単独事業よりも四

市170.6億円、企業団2億円の低減

単位:円

③ 料金面での効果

⇒ 統合しない場合と比較して四市すべてにおいて料金は安くなる。

木更津市:現行料金を10年間据置、他三市:料金改定幅抑制

団体

統合料金(A)

水道料金の比較 平成40年度

団体	木更津市	君津市	富津市	袖ケ浦市			
統合料金(A)	3,900	4,262	5,152	4,214			
単独料金(B)	4,317	5,056	6,389	4,692			
比較 (A – B)	<b>▲</b> 417	▲ 794	<b>▲</b> 1,237	<b>▲</b> 478			

水道料金の比較	平成50年度	

木更津市

	1 12
富津市	袖ケ浦市
4,847	4,847
7.020	F 400

単位:円

単独料金(B) 4,927 5,849 7,626 5,498 比較(A-B) ▲ 80 ▲ 1,002 ▲ 2,779 ▲ 651

君津市

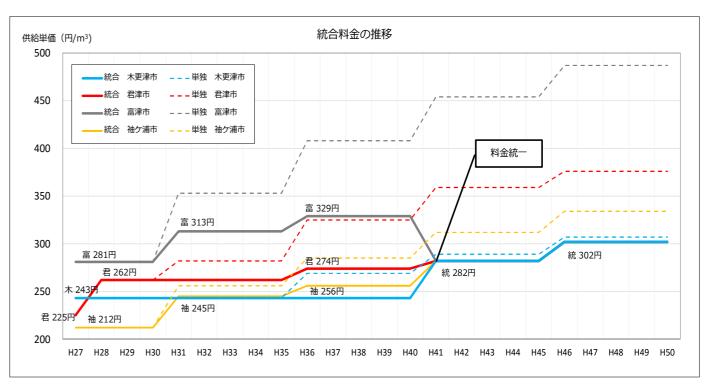
4,847

※口径20mmで1か月に20m使用した場合の水道料金

4,847

#### (5) 水道料金の統一

- ① 平成41年度に四市水道料金の統一を目標とする。
- ② 料金統一までの期間は市域別に料金を設定することとし、市域毎のセグメント別に会計を行う。



※供給単価(円/m³) 有収水量1m³当たりでどれだけの収益を得ているかを示す=給水収益:有収水量

### 8. 今後のスケジュール

以下のスケジュールを目標に検討を進める。

目	1	広域連合設立	平成31年 1月
	2	事業統合	平成31年 4月
標	3	交付金事業期間	平成31~40年度

#### 四市の現状の課題と統合の効果

#### 状 題 統 合 മ 効 果 മ 課 (1)袖ケ浦市を除く三市は、老朽管の割合が50%前後と高く、 (1) 老朽管・施設の更新 ⇒ 有効率、有収率の向上 有効率も90%に達していない。 (2)四市の施設整備水準の向上、均一化 安 統 (3) 管路及び配水池の耐震化が加速 強 (2)石綿セメント管は君津市、富津市で234km残存(H27実績) (4)緊急時の水道用水の確保 (一元管理) (参考 H26実績における残延長の全国順位: 君津市 第2位、富津市 第3位) 定 平成50年度の状況(シミュレーション) な (3)配水池の耐震化が袖ケ浦市を除き進んでいない。 項目 木更津市 君津市 富津市 袖ケ浦市 合計 給 老朽管の割合 0.0% 16.0% 14.6% 0.0% 7.1% 水 0km 0km 石綿セメント管 0km 0km 0km 施設 施設 道 塩ビ・鋳鉄管 0km 134km 68km 202km 0km 水 有効率 95.0% 91.3% 90.8% 95.0% 93.6% (モノ) ・施設の統廃合 (モノ の 配水池の耐震化率 100.0% 90.5% 94.5% 100.0% 四市の施設の状況 96.7% ※老朽管は、 の 項目※H27実績 木更津市 君津市 富津市 袖ケ浦市 合計 実 耐震性の低い 老朽管の割合 42.4% 56.2% 49.2% 11.2% 42.0% ・統合交付金の活用 石綿セメント管、 現 石綿セメント管 28km 119km 115km 22km 284km 交付金事業期間の四市の事業費 (年あたり) 塩化ビニール管、 危 普通鋳鉄管と 富津市 袖ケ浦市 塩ビ・鋳鉄管 407km 353km 114km 35km 909km 項目 木更津市 君津市 合 計 • **出** 昝 余 した。 有効率 87.4% 86.6% 88.0% 93.5% 交付期間平均 17.1億円 11.9億円 6.5億円 6.3億円 41.8億円 88.4% なお、一部に (交付税措置有) 機 配水池の耐震化率 8.2% 0.0% 11.5% 100.0% 19.2% 過去5ヶ年平均 11.8億円 5.6億円 3.2億円 5.0億円 25.6億円 ※富津市拡張事業分 法定耐用年数 倍率 1.45倍 2.13倍 2.03倍 1.26倍 1.63倍 を含まない。 を超過していな い管を含む。 (1)専門技術の継承 広域連合の設立 (1)ベテラン職員の退職や一般部局との頻繁な人事異動等により、 (2)効率的な維持管理の実現 高品質なサー ・木更津市水運用総合センターへの職員集約 技術継承の危 水道に関する技術の確保や継承が困難である。 (3)危機管理能力の向上 大寺浄水場管理棟への集中監視設備の集約、 ・専門技術者の確保 管理 管理 (4)サービス水準の向上、均一化 (2) 適正な維持管理、更新事業を実施するための人材確保(技術者) 体制 体制 ・管理水準の統一 が必要である。 (ヒト) (ヒト) 3条職員数 ビス 3条職員数 項目 木更津市 君津市 富津市 袖ケ浦市 合 計 ※ 事務分堂を踏 項目 木更津市 君津市 富津市 袖ケ浦市 合 計 平成40年度 20人 13人 7人 9人 49人 まえて整理した 統合後に必要な人材を確保したうえで、職員の集約等により人員削減を図るものとした。 平成28年度 ※ 27人 22人 17人 13人 79人 実質的な職員 (1)現水道料金を維持する場合、木更津市を除く三市は、 (1)人員の削減と事務の効率化によるコスト抑制 数年以内に赤字になると予測される。 3条費用の統合後20年間(H31-50)の年平均削減額 項目 木更津市 君津市 富津市 | 袖ケ浦市 来 経 (2)経営の健全化を図るため、料金の引き上げや一般会計 人件費·委託費 ▲ 1.1億円 | ▲ 0.2億円 | ▲ 0.7億円 | ▲ 0.4億円 | ▲ 2.4億円 経 からの助成等が必要となる見込みである。 その他(支払利息等) ▲ 3.1億円 ▲ 2.7億円 ▲ 1.5億円 ▲ 1.2億円 ▲ 8.5億円 の ・施 設 の 統 廃 合 ▲ 4.2億円 | ▲ 2.9億円 | ▲ 2.2億円 | ▲ 1.6億円 | ▲ 10.9億円 料 金 営 ・庁舎の集約 H40(見通し) 収益的収支 項目 H27(決算) 収益的収支 (2)施設の統廃合により、20年間で施設整備費27.7億円の削減効果 料金 料金 収入 支出 支出 美 差 ・組織のスリム化 39.0億円 木更津市 39.7億円 35.3億円 4.4億円 39.1億円 ▲ 0.1億円 費用 木更津市 君津市 富津市 袖ケ浦市 費用 項目 盤 き 君津市 21.8億円 21.4億円 0.4億円 21.2億円 23.4億円 ▲ 2.2億円 の 単独の場合(1) ┃288.2億円 ┃200.5億円 ┃129.0億円 ┃ 93.9億円 711.6億円 上 ・委 託 の 集 約・拡充 財源 財源 【283.7億円 【187.8億円 【119.0億円 】 93.4億円 【683.9億円 富津市 15.0億円 14.8億円 0.2億円 12.4億円 17.0億円 ▲ 4.6億円 統合の場合② മ げ 18.6億円 18.7億円 ▲ 0.1億円 17.5億円 19.6億円 ▲ 2.1億円 (2)-(1)▲ 4.5億円 ▲ 12.7億円 ▲ 10.0億円 ▲ 0.5億円 ▲ 27.7億円 袖ケ浦市 ・統合交付金の活用 (カネ) (カネ) ※現況の水道料金を維持し、各市の建設改良事業を考慮して試算した結果である。 強 危 余 (3)財源の確保 を (交付税措置有) 統合交付金・出資金(いずれも事業費の1/3を上限) 抑 化 ・統合交付金対象期間に事業費を集中的に配分 機 制 統合20年間の統合交付金・出資金(シミュレーション) 木更津市 君津市 富津市 袖ケ浦市 項目 統合交付金 50.3億円 33.9億円 16.7億円 13.9億円 114.8億円 ※富津市拡張事業分 出資金 8.8億円 | 36.3億円 | 31.4億円 | 9.9億円 86.4億円 を含まない。